

社会福祉法人青嵐会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人青嵐会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。<ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。>

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

一回につき 5,000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

一回につき 5,000 円

(改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、令和6年12月1日から施行する。